

文京区まちづくりコンサルタント派遣実施要領

平成3年4月12日3文まま1発第38号	決定
平成4年12月1日4文まま1発第528号	改正
平成12年5月25日12文都計発第58号	改正
平成16年6月2日16文都計第153号	改正
令和3年3月31日2020文都地第675号	改正

(趣旨)

第1条 この要領は、文京区まちづくりコンサルタント派遣要綱（平成3年4月12日3文まま1発第38号。以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、要綱の施行に必要な事項を定めるものとする。

(派遣の申請)

第2条 要綱第3条第1項の規定により、区民等又は団体が、まちづくりコンサルタントの派遣を受けようとするときは、まちづくりコンサルタント派遣申請書（別記様式第1号）により、区長に対し申請するものとする。

(派遣の決定)

第3条 区長は、前条に規定する派遣の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは派遣を決定し、まちづくりコンサルタント派遣決定通知書（別記様式第2号）により、派遣申請者に通知するものとする。

2 区長は、要綱第3条第2項の規定によりまちづくりコンサルタントの派遣の決定をするときは、当該まちづくり推進区域におけるコンサルティングの必要性等を勘案し、行うものとする。

(派遣するコンサルタントの選定)

第4条 派遣するまちづくりコンサルタントは、要綱第4条第1項の規定により登録されたまちづくりコンサルタントの中から区長が選定する。

(派遣するコンサルタントの依頼)

第5条 区長は、前条で選定したまちづくりコンサルタントに対し、まちづくりコンサルタント派遣依頼書（別記様式第3号）により依頼し、派遣するものとする。

(終了届等)

第6条 第2条及び第3条第1項の規定により派遣を受けた区民等又は団体は、まちづくりコンサルタント派遣終了届（別記様式第4号）を派遣終了後、速やかに区長に提出し

なければならない。

- 2 前3条の規定により派遣されたまちづくりコンサルタントは、まちづくりコンサルタント派遣実績報告書（別記様式第5号）を派遣終了後、速やかに区長に提出しなければならない。

（登録の資格要件）

第7条 まちづくりコンサルタントの登録を受けようとする者は、個人にあつては次の各号のいずれかに該当する資格要件を備えていなければならない。

- (1) 再開発プランナー、一級建築士、弁護士、税理士、中小企業診断士、不動産鑑定士等の資格を有する者
 - (2) 都市計画、都市再開発又は建築設計に関し、3年以上の実務経験を有する者
 - (3) 前2号に規定する者のほか、まちづくりに関する事業を行うにつき、区長が特に必要と認める者
- 2 まちづくりコンサルタントの登録を受けようとするものが法人にあつては、前項に規定する各号のいずれかに該当する登録の資格要件を満たし、まちづくりコンサルタントとして専ら従事できる者（以下「まちづくりコンサルタント登録者」という。）を有していなければならない。

（登録の手続）

第8条 まちづくりコンサルタントの登録を受けようとするものが、個人にあつてはまちづくりコンサルタント登録申請書（別記様式第6号）により、法人にあつてはその代表者がまちづくりコンサルタント登録申請書及びまちづくりコンサルタント登録者名簿（別記様式第7号）により、区長に対して申請するものとする。

- 2 区長は、前項の登録申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは登録を決定し、まちづくりコンサルタント登録決定通知書（別記様式第8号）により、申請者に通知するものとする。
- 3 区長は、前項の規定により登録を決定した個人又は法人を、まちづくりコンサルタント登録台帳（別記様式第9号）に登載するものとし、法人においては同台帳に第1項で規定するまちづくりコンサルタント登録者名簿を添付するものとする。
- 4 まちづくりコンサルタントは、区長の承認を受けた記載内容を変更しようとするときは、まちづくりコンサルタント登録変更届（別記様式第10号）により、区長に届け出なければならない。ただし、軽易な変更についてはこの限りでない。
- 5 まちづくりコンサルタントは、登録を辞退するときは、まちづくりコンサルタント登録辞退届（別記様式第11号）により区長に届け出なければならない。
- 6 区長は、まちづくりコンサルタントとして適当でないと認めた者の登録を取り消し、まちづくりコンサルタント登録取消通知書（別記様式第12号）により通知するとともに、まちづくりコンサルタント登録台帳から抹消するものとする。

（登録の期間）

第9条 まちづくりコンサルタントの登録期間は、登録を行った日（以下「登録日」とい

う。)から登録日の3年後の日の属する年度の最終日までとする。ただし、区長が必要があると認めたときは、延長することができる。

付 則

(施行日)

1 この要領は、平成3年4月12日から施行する。

(旧要領)

2 文京区共同化コンサルタント派遣実施要領(平成2年7月19日2文ま副4発55号。以下「旧要領」という。)は、廃止する。

(登録の継続)

3 前項の規定にかかわらず、現に旧要領第3条の規定による登録を受けている者はこの要領第7条の規定に基づき登録を受けたものとみなす。

付 則

この要領は、平成4年12月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成12年5月25日から施行する。

付 則

(施行日)

1 この要領は、平成16年6月2日から施行する。

(登録の継続)

2 改正前の文京区まちづくりコンサルタント派遣実施要領第7条の規定により現にまちづくりコンサルタントの登録を受けている者は、平成16年6月2日に改正後の文京区まちづくりコンサルタント派遣実施要領第8条の規定に基づき登録を受けたものとみなす。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

まちづくりコンサルタント派遣申請書

年 月 日

文京区長 殿

(団体名)

(代表者) 住所

氏名 (※)

(※)本人(代表者)の自署又は記名押印

まちづくりコンサルタントの派遣について

このことについて、文京区まちづくりコンサルタント派遣実施要領第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請理由

2 申請内容

(1) 派遣目的

(2) 派遣期間等

3 連絡先

氏 名 _____

電話番号 () _____

まちづくりコンサルタント派遣決定通知書

第 号
年 月 日

様

文京区長 印

まちづくりコンサルタントの派遣について

年 月 日に申請のあったまちづくりコンサルタントの派遣について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 派遣内容

2 派遣期間等

（注意事項）

派遣終了後、文京区まちづくりコンサルタント派遣実施要領第6条第1項の規定により、まちづくりコンサルタント派遣終了届（別記様式4号）を提出すること。

まちづくりコンサルタント派遣依頼書

第 号
年 月 日

様

文京区長 印

まちづくりコンサルタントの派遣について

このことについて、文京区まちづくりコンサルタント派遣実施要領第5条の規定により、下記のとおり依頼します。

記

1 派遣内容

2 派遣期間等

まちづくりコンサルタント派遣終了届

年 月 日

文京区長 殿

(団体名)

(代表者) 住所

氏名 (※)

(※)本人(代表者)の自署又は記名押印

まちづくりコンサルタント派遣の終了について

年 月 日付 第 号により決定のあったまちづくり
コンサルタントの派遣について、下記のとおり終了しましたので届け出ます。

記

- 1 派遣期間等
- 2 派遣場所
- 3 派遣者名
- 4 派遣成果

まちづくりコンサルタント派遣実績報告書

年 月 日

文京区長 殿

(法人名)

(代表者) 住 所

氏 名

まちづくりコンサルタント派遣の実績について

年 月 日付 第 号により派遣依頼のあったまち
づくりコンサルタント派遣の実績について、下記のとおり報告します。

記

1 登録番号 第 号

2 派遣期間等

3 派遣場所

4 主な実績内容

5 その他

まちづくりコンサルタント登録申請書

年 月 日

文京区長 殿

(法人名)

(代表者) 住 所

氏 名 (※)

(※)本人(代表者)の自署または記名押印

まちづくりコンサルタントの登録について

このことについて、文京区まちづくりコンサルタント派遣実施要領第8条第1項の規定により、下記のとおり必要書類を添えて申請します。

記

1 専門分野

2 連絡先 住所(所在地)

電話番号 ()

3 添付書類

(1) 資格取得証明書(複写可)

(2) 経歴書(法人にあっては会社概要及び

まちづくりコンサルタント登録者の履歴概要)

(3) その他登録に関して必要な書類

まちづくりコンサルタント登録決定通知書

第 号
年 月 日

様

文京区長 印

まちづくりコンサルタントの登録について

年 月 日に申請のあったまちづくりコンサルタントの登録について、まちづくりコンサルタント派遣実施要領第8条第2項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 登録者氏名
- 3 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

別記様式第9号（第8条関係）

まちづくりコンサルタント登録台帳

登録番号		登録年月日	年 月 日
有効期間	登録開始	_____年 月 日から	_____年 月 日まで
	更新	_____年 月 日から	_____年 月 日まで
		_____年 月 日から	_____年 月 日まで
		_____年 月 日から	_____年 月 日まで
		_____年 月 日から	_____年 月 日まで
		_____年 月 日から	_____年 月 日まで
		_____年 月 日から	_____年 月 日まで
		_____年 月 日から	_____年 月 日まで
登録者氏名	_____		
	* 法人の場合は登録法人名		
登録住所 又は所在地	_____		
	* 法人の場合は主たる所在地（支店で登録する場合は支店所在地）		
専門分野	専門分野： _____ 資格取得： 無 ・ 有 （取得年月日 _____年 月 日） * 法人の場合はまちづくりコンサルタント登録者名簿に記入すること。		
連絡先	電話番号 _____（ _____ ） _____〔所属 _____〕 _____ * 法人の場合は所在地の電話番号で所属名も記入すること。		

まちづくりコンサルタント登録台帳（派遣実績表）

派遣期間等	派遣先及び派遣概要	実績報告日
年 月 日		年 月 日
年 月 日		年 月 日
年 月 日		年 月 日
年 月 日		年 月 日
年 月 日		年 月 日
年 月 日		年 月 日
年 月 日		年 月 日
年 月 日		年 月 日
年 月 日		年 月 日
年 月 日		年 月 日
年 月 日		年 月 日

まちづくりコンサルタント登録変更届

年 月 日

文京区長 殿

(法人名)

(代表者) 住 所

氏 名 (※)

(※)本人(代表者)の自署または記名押印

まちづくりコンサルタントの登録変更について

このことについて、文京区まちづくりコンサルタント派遣実施要領第8条第4項の規定により、下記のとおり変更しますので届け出ます。

記

1 登録番号 第 号

2 変更内容

変更事項	
変更前	
変更後	

* 専門分野等の変更（追加を含む。）に伴い資格取得証明（複写可）が必要な場合は添付すること。

3 その他

まちづくりコンサルタント登録辞退届

年 月 日

文京区長 殿

(法人名)

(代表者) 住 所

氏 名 (※)

(※)本人(代表者)の自署又は記名押印

まちづくりコンサルタントの登録辞退について

このことについて、下記のとおり辞退したいので文京区まちづくりコンサルタント派遣実施要領第8条第5項の規定により、届け出ます。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 辞退理由

まちづくりコンサルタント登録取消通知書

第 年 月 日
第 号

様

文京区長 印

まちづくりコンサルタントの登録取消しについて

このことについて、文京区まちづくりコンサルタント派遣実施要領第8条第6項の規定により、下記のとおり登録を取り消しましたので通知します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 取消理由